



鳥取県公報

平成17年3月8日(火)
第7667号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定（2件）（129・130）（協働推進室）	1
	景観形成地域の指定の一部改正（2件）（131・132）（景観自然課）	2
	結核予防法による医療機関の指定（133）（健康対策課）	4
	指定水防管理団体の指定の一部改正（134）（河川課）	4
	建築基準法による道路の位置の指定（135）（建築課）	5
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（17）	5
調達公告	公募型指名競争入札の実施（管理課）	6

告 示

鳥取県告示第129号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号又は第2号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	図書類				該当する条項
	種別	題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名	
6987	雑誌	劇画マッドマックス 2005 VOL. 4	雑誌 17886 - 03	株式会社 コアマガジン	第13条第1項第1号
6988	"	実話マッドマックス 2005 VOL. 09	雑誌 11538 - 02	"	"
6989	"	月刊 実話ナックルズ 2月号	雑誌 04877 - 2	株式会社 ミリオン出版	"
6990	"	漫画実話ナックルズ 2月1日増刊 元祖GON !	雑誌 18422 - 2	"	"
6991	"	月刊 実話ヘッドバット 発刊第9号	雑誌 07430 - 02	株式会社 ビタミン愛	第13条第1項第2号
6992	"	漫画実話ナックルズ 3月号	雑誌 18421 - 3	株式会社 ミリオン出版	第13条第1項第1号 及び第2号
6993	"	ドキュメント ジャンクション	雑誌	株式会社 バウハウス	第13条第1項第1号

	VOL. 10	08842 - 03		
6994	" エルティーン COMIC 2005 2月号	雑誌 11951 - 2	近代映画社	"

鳥取県告示第130号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	図書類			
	種別	題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
6995	雑誌	裏モノ JAPAN 2005 3月号	雑誌 01805 - 3	鉄人社
6996	"	Comic GAME ピアス VOL. 3	雑誌 64181 - 84	(株)マガジン・マガジン
6997	"	別冊 BUBKA 2005 4月号	雑誌 08023 - 04	(株)コアマガジン
6998	"	レディース・コミック 微熱 3月号	雑誌 09663 - 3	セブン新社
6999	"	BUBKA 3月号	雑誌 17885 - 03	(株)コアマガジン
7000	"	BREAK MAX 4月号	雑誌 18011 - 04	"

鳥取県告示第131号

平成6年鳥取県告示第366号（景観形成地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号） 第7条第1項の規定に基づき、次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により告示する。	鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号） 第7条第1項の規定に基づき、次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県文化観光局景観自然課、米子市役所、淀江町役場、大山町役場、伯耆町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。

(1) 略

(2) 景観形成地域の区域

市町	区域
略	
大山町	大山町全部並びに赤松、鈴戸、豊房、前、加茂、高橋、羽田井及び松河原の各一部
略	

その区域を表示した図面は、鳥取県文化観光局景観自然課、米子市役所、淀江町役場、大山町役場、名和町役場、中山町役場、伯耆町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。

(1) 略

(2) 景観形成地域の区域

市町	区域
略	
大山町	大山の全部並びに赤松、鈴戸、豊房及び前の各一部
名和町	大字加茂の一部
中山町	高橋、羽田井及び松河原の各一部
略	

鳥取県告示第132号

平成6年鳥取県告示第366号（景観形成地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前														
<p>鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県文化観光局景観自然課、米子市役所、大山町役場、伯耆町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 景観形成地域の区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市</td><td>岡成、泉及び淀江町本宮の各一部</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	市町	区域	米子市	岡成、泉及び淀江町本宮の各一部	略		<p>鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり景観形成地域を指定するので、同条例第10条第5項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県文化観光局景観自然課、米子市役所、<u>淀江町役場</u>、大山町役場、伯耆町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 景観形成地域の区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市</td><td>岡成及び泉の各一部</td></tr> <tr> <td>淀江町</td><td>大字本宮の一部</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	市町	区域	米子市	岡成及び泉の各一部	淀江町	大字本宮の一部	略	
市町	区域														
米子市	岡成、泉及び淀江町本宮の各一部														
略															
市町	区域														
米子市	岡成及び泉の各一部														
淀江町	大字本宮の一部														
略															

鳥取県告示第133号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
黒坂診療所	日野郡日野町黒坂1243-1	平成17年2月25日

鳥取県告示第134号

平成16年鳥取県告示第786号（指定水防管理団体の指定について）の一部を次のように改正する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
水防管理団体の名称	水防管理団体の名称
鳥取市	鳥取市
倉吉市	倉吉市
米子市	米子市
境港市	境港市
岩美町	岩美町
	<u>福部村</u>
	<u>気高町</u>
	<u>鹿野町</u>
	<u>青谷町</u>
郡家町	郡家町
船岡町	船岡町
	<u>河原町</u>
八東町	八東町
若桜町	若桜町
	<u>用瀬町</u>
	<u>佐治村</u>
智頭町	智頭町
三朝町	三朝町
関金町	関金町
北条町	北条町
大栄町	大栄町

湯梨浜町	湯梨浜町長	湯梨浜町	湯梨浜町長
琴浦町	琴浦町長	琴浦町	琴浦町長
		岸本町	岸本町長
日吉津村	日吉津村長	日吉津村	日吉津村長
淀江町	淀江町長	淀江町	淀江町長
大山町	大山町長	大山町	大山町長
名和町	名和町長	名和町	名和町長
中山町	中山町長	中山町	中山町長
南部町	南部町長	南部町	南部町長
伯耆町	伯耆町長		
日南町	日南町長	日南町	日南町長
日野町	日野町長	日野町	日野町長
江府町	江府町長	江府町	江府町長
		溝口町	溝口町長

鳥取県告示第135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成17年3月8日付で次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県西部総合事務所国土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取県米子市道笑町四丁目138 カナートプロダクツ株式会社 代表取締役 谷本賢司	西伯郡淀江町大字今津126-1	幅員 6.00メートル 延長 18.16メートル

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第17号**

鳥取県の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成17年3月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,882
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	149,010
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,529
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,566
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,182
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,096
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,002
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,498
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,030
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,128
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,001
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,659

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 宮下十六本松線八千代橋東詰立体交差橋梁工事（基礎工）

(2) 工事場所 鳥取市安長

(3) 工事内容

本件工事は、鳥取市安長地内の宮下十六本松線の八千代橋東詰の立体交差部構造物の基礎となる基礎杭の施工を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

橋梁下部杭基礎工

掘削工 16,070立方メートル

既製杭工 106本

鋼管杭（径600～800ミリメートル 長さ33～35メートル）

仮設工

鋼矢板 452枚

(5) 工期 平成17年3月から同年12月20日まで

(6) 予定価格 316,752,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件

をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 2者により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るもの有すること。
- エ 平成17年3月8日（火）から同月15日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成16年4月1日（木）から平成17年3月15日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- イ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している20本以上の鋼管杭を施工する基礎工事（一の請負契約による場合に限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として同種工事を施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員としてのものに限る。
- ウ 入札参加資格告示4による資格決定通知に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,100点以上であること。
- エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - (ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
 - (イ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術管理者」という。）として同種工事を施工管理した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員の技術管理者として同種工事を施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術管理者として施工管理したのものに限る。
 - (ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）で、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術管理者として専任で配置することができるものとすること。
- (ア) (3)の工の(ア)に掲げる基準を満たす者であること。
- (イ) 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
- (ウ) 監理技術者にあっては、(3)の工の(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年3月8日（火）から同月15日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokujii.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年3月8日（火）から同月15日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市糀町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された共同企業体は、すべて指名する。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。
- (5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をした共同企業体を落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工及び2の(4)のイに定める者に加え、2の(3)の工の(ア)に掲げる基準を満たす1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。
- (11) 2に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成17年度（平成17年4月から平成18年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成17年3月25日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者

住 所

氏 名

印

法人にあっては、名称及び
代表者の氏名

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。